「平成27年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録(要旨)

- I 日 時 平成27年12月22日(火) 15:00~16:00
- Ⅱ 場 所 熊本市役所14階大ホール
- Ⅲ 委員名簿 別添協議会資料のとおり
- IV 事 務 局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 「ドラッグコスモス武蔵ケ丘店」の新設届出に対する本市の意見(案)について
- (2) 「(仮称) APタウンTSUNOURA」の新設届出に対する本市の意見(案)について
- 3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意 見案と考え方について説明し、協議を行った。

1 「ドラッグコスモス武蔵ケ丘店」に対する意見について

[事務局説明]

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 夜間及び早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺の生活環境の保全に努めること。
- (3) 住居や集合住宅が近くにあるため、屋外照明等による光害に配慮すること。
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

● 荒井教授からの「出入口No.1横の福祉通路をカラー舗装にしてはどうか」という指摘

に対する設置者側からの回答が、「カラー舗装はしない」という内容となっているが、 これはなぜか。(県警交通規制課)

- → 設置者も出入口No. 1付近における歩行者・自転車の安全対策については、その重要性を 十分認識していると思われる。しかし、カラー舗装については、当初の施工計画に入っ ていなかったため、まずは交通整理員の配置で対応したいとの考えであり、開店後の状 況を確認しながら対応を検討すると伺っている。(事務局)
 - 出入口No. 2に面した道路よりも、出入口No. 1に面した道路の方が、交通量が多いことは間違いないだろう。設置者には格段の注意をお願いしたい。 (荒井委員:熊本学園大学教授)
- → 設置者にはその旨きちんとお伝えする。(事務局)
 - ピロティ式の駐車場は、青少年等のたまり場になるのでは無いかという懸念があり、 指摘事項を提出させていただいた。地域住民にとっての防犯上の観点と、店舗側にと っての防犯上の観点とがあるため、一概に「こうすべき」という指摘はできないが、 このようなピロティ式駐車場の防犯について、専門である警察の意見を伺いたい。(磯 田委員:熊本高等専門学校嘱託教授)
- → 設置者からの回答にもある通り、ピロティ部分に照明を設置することや、また、当該店舗は営業終了後、駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖すると伺っているため、防犯上は特段問題ないと認識している。(県警交通規制課)

[総括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2「(仮称) APタウンTSUNOURA」に対する意見について

[事務局説明]

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下 6 点の留意事項を付記。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 道路構造の変更に関する協議や騒音特定施設の設置届、その他必要な協議・届出等について、担当課の指導に従い誠実に対応すること。
- (3) 排気口から出るにおい、併設施設や夜間及び早朝における荷物の搬入及び荷さばき作業 に際して発生する騒音などについては最大限留意し、周辺の生活環境の保全に努めること。
- (4) 建物の色彩やデザインの調和について、景観へ配慮すること。建物の配色が決まり次第、カラー立面図を提出すること。

- (5) 未成年の深夜の利用や、駐車場における夜間の迷惑行為などに対し、きめ細かい駐車場の巡回、警備、声かけ等を実施し、周辺の生活環境の保全に努めること。
- (6) 「大型店の立地に関するガイドライン」に基づき提出された地域貢献計画書に記載された事項に取り組むとともに、地域住民等との十分なコミュニケーションと連携のもと、地域の実情に即した地域貢献を進めていくこと。

[質 疑]

- 出入口No. 2に設置される歩行者・自転車専用通路だが、安全面に懸念がある。県道側だけでなく、店舗側にもバリカーを設置することが歩行者の安全性を確保する上で重要ではないか。また、歩行者・自転車通路と、自動車通行路の境界はどのような構造になっているのか?自動車が歩行者・自転車通路に乗り入れるような事態を避けるためにも、進入をできなくするような構造が必要だと考える。(県警交通規制課)
- → 通路の店舗側にもバリカーを設置することが可能かどうか、歩行者・自転車通路と、自動車通行路の境界がどのような構造になっているかについて、設置者に確認した上で、 改めて回答させていただきたい。(事務局)
- 街並み形成の観点から考えれば、やはり安易にツツジを撤去することは避けるべきではないか。(荒井委員:熊本学園大学教授)
- 法面造成工事の関係上、ツツジの撤去はやむを得ないという設置者からの回答であるが、提出されている図面だけではそのことを読み取ることができない。道路の拡幅等が伴う大きな工事の場合は、今後は横断図面を提出してもらってはいかがか? (磯田委員:熊本高等専門学校嘱託教授)
- 大規模小売店舗立地法や市の条例上問題が無く、地域住民からも反対意見は出ていないかも知れないが、やはり荒井先生もおっしゃられていた通り、街並み形成の観点からすれば、ツツジの撤去に関してもう少し議論する時間があっても良かったのではないか。(内野委員:熊本大学名誉教授)
- → 事務局側も当初からツツジの保存を設置者に求めてきたが、法面工事上、ツツジの撤去を回避することは物理的に困難との説明を受けた。ご案内のとおり大規模小売店舗立地法では、店舗敷地内の緑化面積や緑化樹種、既存樹木の保存等に関する規制はなく、ツツジの保存については、あくまでも設置者への要望事項となることから、事務局としては、今後も、法面造成後の緑化樹木の選定に際し、設置者に配慮を求めていくこととしたい。(事務局)

[総括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。